

平成21年度版

日本連盟傷害共済制度 のあらまし

1 傷害共済制度創設の目的

財団法人ボーイスカウト日本連盟では、寄付行為第4条第9項に基づいて、本連盟加盟員の安全確保、安全教育の更なる普及、充実を図ることを目的として、万が一の事故にそなえた独自の傷害共済制度を創設しました。

この傷害共済制度は、本連盟に加盟登録した者の友愛と相互扶助の精神に基づき、スカウト活動中に生じた事故による傷害や賠償責任に対して見舞金・給付金を支払う制度で、スカウト活動の推進に寄与することを目的としています。

なお、この傷害共済制度は、スカウト活動に関わる不慮の事故について全般的に補償を提供し、安心して活動に専念できるよう、充実した「傷害補償共済」に「対物賠償責任補償共済」を付帯して構成されています。

2 加入について

この傷害共済制度は、財団法人ボーイスカウト日本連盟に正規に加盟登録している者のほか、加盟登録者の親族並びに仮入隊者やその親族も加入の対象としております。

1. 補償される者（被補償者）

この傷害共済制度に加入した団に所属する正規の加盟登録者（指導者等を含みます。）はすべて補償の対象者となります。また、傷害共済制度に加入した団に仮入隊した者（1）やこれらの親族（2）も、所定の手続き（3）を経てこの傷害共済制度の補償の対象者となることができます（この場合、加盟登録者と同様の補償が受けられます）。

（1）仮入隊者は、

4月～8月の間に加入する場合は、平成15年4月1日以前に生まれた者。

9月～翌年3月の間に加入する場合は、平成16年4月1日以前に生まれた者。

（2）親族は、正規加盟登録者またはこの傷害共済制度に加入する仮入隊者の親族で、満18歳以上の者に限ります。

（3）仮入隊者や親族等、日本連盟に加盟登録をしていない者がこの傷害共済制度に加入する場合には、当該者の名簿を別途提出してください。

ただし、賠償責任補償については、団（団体）を対象としています。この傷害共済制度に加入した団において、スカウト活動に伴い賠償責任事故が発生した際に、団（団体）としての責任が問われた場合に補償を受けることができます。

団では必ず、加盟登録者と共済加入者が一致しているか、追加登録されるたびに、ご確認下さい。

2. 補償期間

平成21年4月1日0:00より平成22年3月31日24:00までの1年間です。

- ▶日本連盟が指定する金融機関口座へ共済掛金を振込み、所定の加入申込用紙を所属の各都道府県連盟を經由して日本連盟まで提出することを前提として補償が開始されます（詳しくは、日本連盟もしくは所属の各都道府県連盟まで問い合わせてください）。
- ▶年度中途での申込みも随時受け付けていますので、年度の中途で団として一括加入する時や、追加で加盟登録する者等も利用できます。（その際は、各都道府県連盟が受付けた時点より補償が開始されます。専用の受付日印を押印します。）

3. 加入手続き

この傷害共済制度への加入申込みは各団単位での全員一括申込みのみ受け付けています（個人での加入申込みは受け付けていません）。

- ▶必ず、平成21年度の申込書及び、非登録者名簿にてお申込下さい。
- ▶傷害共済制度へ加入する団は、所定の加入申込用紙に記入の上、所属の各都道府県連盟経由にて日本連盟まで提出してください。
- ▶共済掛金は、直接、日本連盟が指定する金融機関口座（ゆうちょ銀行・郵便局もしくは三菱東京UFJ銀行）へ振込み、ゆうちょ銀行・郵便局が発行する「払込金受領証」又は、銀行の「振込金受取書」のコピーを加入申込書の裏面へのり付けの上、提出してください。
- ▶正規加盟登録者以外の仮入隊者や親族がこの傷害共済制度に加入する際には、別途『非登録者加入者名簿』に当該者の氏名等を記入の上、加入申込書に添付して提出してください。
- ▶年度の中途で加入する場合には、中途加入する者の分について、上記同様、加入申込書の提出及び共済掛金の振込みが必要となります。
- ▶年度の中途で脱会する場合でも、支払われた共済掛金の返戻は一切行いません。

4. 共済掛金

被補償者1名につき、年間共済掛金は500円です。

この傷害共済制度に加入する団は、下段の指定送金先に、次の金額を振り込んでください。払込料金は払込者にて負担してください。

共済掛金： 500円×傷害共済制度に加入する合計数（ ）

（ ）団に所属する正規の加盟登録者のほか、この傷害共済制度に加入する親族及び仮入隊者の総数とします。

指定送金先：郵便振替 00160 - 0 - 500773（ゆうちょ銀行・郵便局）

または

銀行振込 三菱東京UFJ銀行三鷹支店（店番222）普通預金 1467496

*いずれも口座名義は『財団法人ボーイスカウト日本連盟傷害共済制度』です。

- ▶銀行振込の場合は、コンピュータ処理により表示字数に制限が生じますので、振込者の氏名は18文字以内として、団名が判るようにしてください。
- ▶共済掛金を振り込んだ際の領収証は原則、発行していませんので、郵便局が発行する「払込金受領証」又は、銀行の「振込金受取書」(控)を大切に保管ください。
- ▶平成22年1月以降に傷害共済制度に加入する場合は、共済掛金を下表のとおり割引しています。

共済加入時期	4月～12月	平成22年 1月～3月
支払い掛金 (1名あたり)	500円	200円

3 補償の内容

この傷害共済制度は『傷害補償共済』及び『対物賠償責任補償共済』より構成されています。

1. 傷害補償共済について

補償項目	概要	給付金額	備考
災害死亡補償	被補償者が、スカウト活動中に、不慮の事故や災害により死亡したとき	20,000,000円	事故の日から180日以内の死亡について支払います。
疾病死亡補償	被補償者が、スカウト活動中に、突発的な病気の発症により突然死したとき	300,000円	活動中に突然発症した疾病を直接の原因とし、発症から24時間以内に死亡した場合に支払います。
後遺障害補償	被補償者が、スカウト活動中に、不慮の事故や災害により後遺障害を被ったとき	障害の程度に応じて 3,000～90万円	障害の程度に応じて予め定められた支払割合に従って支払います。
入院補償	被補償者が、スカウト活動中に、不慮の事故や災害により傷害を被り、入院したとき	入院1日につき 4,000円	事故の日から180日以内の実入院日数に応じて支払います。
通院・往診補償	被補償者が、スカウト活動中に、不慮の事故や災害により傷害を被り、通院または往診を受けたとき	通院・往診1日につき 2,000円	事故の日から180日以内の実通院または実往診日数に応じて支払います（90日分を限度とします）。

【傷害補償共済の特徴】

- ▶スカウト活動中に、急激で偶然な外来の事故（ 1 ）により被った傷害や、この傷害に起因する死亡あるいは後遺障害、突発的に発症した疾病を直接の原因とする突然死（急性心不全や脳内出血などによる死亡）が補償の対象となります。
- ▶スカウト活動中のほか、**指導者が同行していない活動や、ベンチャーの単独行動時**（ 2 ）、**活動場所への往復時**（ 3 ）も補償の対象となります。
- ▶入院補償や通院・往診補償は、事故の日当日から180日以内の長期補償です。第1日目から補償の対象となります（ただし、通院補償については90日分を限度とします）。
- ▶入院補償や通院・往診補償は、医療費の実費に関わらず、実日数に応じて**定額払い**します。
- ▶健康保険や他の保険、補償制度の内容、損害賠償金の有無に関わらず、給付金を支払います。
- ▶日本国内はもちろん、**海外**でのスカウト活動中の事故も補償の対象です。

（ 1 ）野球肩やテニス肘、疲労骨折、靴ズレ、成長障害、加齢に伴うものなど、その他急激的な外傷によらない特有の障害は補償の対象となりません。また、日射・熱射病や細菌性食物中毒は、「疾病死亡補償」に該当する場合のみ「疾病死亡補償」として補償の対象となります。

（ 2 ）日本連盟（下部組織を含みます）の指示のもとで行われた正規の活動に限ります。

- (3) 事故時に制服を着用していること、または活動内容について事前に日時・場所・参加者名等が確定している場合に限りです。
(給付金請求時に、活動計画書・参加者名簿の提出を求めます。)

【給付金を支払わない場合】

1) 全補償項目共通の免責事項

- 被補償者または給付金を受け取るべき者の故意によるもの
- 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の入通院及び往診
- 飲酒運転または無免許運転等により正常な運転ができない恐れがあると判断される状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 被補償者の自殺行為、闘争行為または犯罪行為及び刑の執行
- 地震、噴火、津波、戦争、テロ、その他変乱、環境汚染、放射能汚染などによるもの
- 大規模自然災害や大規模事故等、一事由によるこの傷害共済制度が負担する給付金の総額が10億円を超える場合（給付金を減額して支払う場合があります）
- アレルギー性の食物中毒 など

2) 「疾病死亡補償」を除く免責事項

- 日射・熱射病及び細菌性食物中毒
- 脳疾患や疾病、心神喪失等に起因するもの
- 妊娠・出産等または外科的手術その他の医療処置
- ムチ打症や頸椎症などの頸部症候群及び腰痛で自覚症状しかないもの
- スカイダイビング、専用の器具を用いた山岳登山など危険なスポーツを行なっている間に生じた事故

3) 「疾病死亡補償」に関する免責事項

- スカウト活動外ですでに発症していた疾病、またはその兆候が現れていた疾病を直接の原因として死亡した場合
- 発症から24時間以上を経て死亡した場合
- 「災害死亡補償」にて補償の対象となる場合（重複して支払いません）

ここでは主な免責事項を記載しています。免責事項の詳細については、日本連盟傷害共済制度規約を確認頂くか、直接日本連盟までお問い合わせください。

日本連盟傷害共済制度規約：<http://www.scout.or.jp/>

共済あんしんダイヤル : 0422 - 31 - 5175

2. 対物賠償責任補償共済について

補償項目	概要	給付金額	備考
対物賠償責任補償	この傷害共済制度に加入した団が、スカウト活動中の不慮の事故により、法律上の賠償責任を負ったとき	1事故につき 500万円 免責（自己負担）10,000円	他人の財物を損壊させた場合に生じる賠償責任事故に限ります。

【対物賠償責任補償共済の特徴】

- スカウト活動中の不慮の事故について、日本連盟（下部組織を含みます）が法律上の賠償責任を負ったときに補償の対象となります。
- 対物賠償責任事故に関する訴訟費用や弁護士報酬等の費用も対象となります。
- この傷害共済制度では、対物賠償事故のみを補償の対象としています。スカウト活動中の対人賠償については、この傷害共済制度への加入の有無に関わらず、日本連盟が保険会社と別に契約する賠償責任保険の適用対象となります。保険金額は1人1億円、1事故5億円が限度となっています。（1事故についての免責金額は1万円）詳しくは、日本連盟までお問い合わせください。

【給付金をお支払いできない場合】

- ▶法律上の賠償責任をもつばら**個人が負担すべきもの**で、団としての賠償責任を負わないもの
(例) 団(隊を含みます。)の指示を無視して**個人が勝手に活動した結果**、そばに駐車されていた他人の自動車にキズをつけてしまった場合等は、補償の対象になりません。
- ▶**故意や心神喪失**による賠償責任
- ▶**単独行動時**や**往復途上**の事故に起因するもの
- ▶**海外**で生じた事故に起因する賠償責任及び国内で生じた事故についてその訴訟が海外の裁判所に提起され、その結果、賠償責任を負担することによって生じた損害
- ▶**自動車**や航空機、船舶等に起因する賠償責任及び銃器の所有、使用、管理や狩猟に起因する賠償責任
(例) 自動車での移動途中で事故を起こした場合、事故の相手方に対する賠償責任は補償の対象となりません。ただし、自身のケガについては傷害補償共済の補償の対象に該当する場合には傷害補償共済の給付金を受けることができます。
- ▶**団が所有、使用または管理する財物損壊**について、その財物の**正当な権利を有する者**に対して負担する賠償責任(ただし、スカウト活動のために一時的に借用した施設を除きます)
(例) キャンプのため他人から借りたテントをスカウト活動中に破ってしまったことにより、テントの所有者に対する賠償責任は補償の対象となりません。
(例) 会議等で一時的に借りた施設において、誤って窓ガラスを破損させた場合には補償の対象となりますが、会議室の花瓶等、什器や備品を破損させた場合には補償の対象となりません。
- ▶地震、噴火、洪水等の自然変象及び戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議によって生じた賠償責任
- ▶スカウト活動後に生じたスカウト活動の結果に起因する賠償責任
- ▶**法律上の賠償責任が生じない場合**
(例) サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合等は、一般的に法律上の賠償責任がないものとされ、補償の対象となりません。ただし、ケガをしたプレーヤーが傷害補償共済の補償の対象に該当する場合には傷害補償共済の給付金を受けることができます。
- ▶施設の**新築、改築、修理、取り壊し**その他の工事または屋根、樋、窓等から入る雨や雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ▶給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏洩または氾濫する液体、気体または蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
ここでは主な免責事項を案内しています。免責事項の詳細については、日本連盟傷害共済制度規約を確認するか、直接日本連盟まで問い合わせてください。
日本連盟傷害共済制度規約 : <http://www.scout.or.jp/>
共済あんしんダイヤル : 0422 - 31 - 5175

4 事故のときは

1. ケガまたは突然死のとき

傷害事故のあった団は、事故の日から30日以内に、日本連盟の共済あんしんダイヤルへ一報してください。

共済あんしんダイヤル : 0422 - 31 - 5175

ご連絡に基づき、「事故発生状況受付簿(傷病用)」をFAX等によりお送りいたしますので、下記事項等をご記入の上、FAX等にてご返送下さい。

【記入する事項】

- 負傷者の氏名、生年月日、性別及び連絡先
- 所属する都道府県連盟、団名
- 加入区分(正規の加盟登録者/仮入隊者/親族)
- 事故の日時、場所及び具体的状況

傷害の内容や死亡の原因（病名）、医療機関名、治療期間（見込み）

* 事故の連絡を受けた後、ケガをした者（もしくはその代理者）宛に、給付金の請求に必要な書類一式を直接送付します。

* 給付金請求に必要な書類

活動計画書 参加者名簿 医療機関を受診した際の領収書等 その他は、給付金請求書提出に関する文書をご覧ください。

* 給付金請求額の内容により、医師の診断書の提出を求める場合があります（この場合、診断書の取得費用は給付金の支払対象外となります）。

* 死亡給付金については被補償者の遺族、それ以外の給付金については被補償者本人へ直接給付金を支払います。

2. 賠償責任を負う恐れのある事故を起こしたとき

賠償責任事故のあった団は、事故発生後速やかに日本連盟の共済あんしんダイヤルへ下記事項について報告してください。

共済あんしんダイヤル：0422 - 31 - 5175

ご連絡に基づき、「事故発生状況受付簿（対物事故用）」をFAX等によりお送りいたしますので、下記事項等をご記入の上、FAX等にてご返送下さい。

【記入する事項】

加害者の氏名、生年月日、性別及び連絡先

所属する都道府県連盟、団名、団代表者の氏名及び連絡先

加害者の加入区分（正規の加盟登録者 / 仮入隊者 / 親族）

被害者の氏名、連絡先

事故の日時、場所及び具体的状況

損壊した財物の損壊程度

* 事故の連絡を受けた後、加害者が所属する団宛に、給付金の請求に必要な書類一式を直接送付します。

* 事故の状況が把握できるよう現場写真や修理・交換のための見積書が必要になる場合があります。

* 相手方との示談に際しては、事前に日本連盟と十分相談してください（日本連盟への事前の相談なく示談した場合には、給付金を支払わない場合があります）。

5 Q&A

Q1 この傷害共済制度に加入する際に、所属する加盟登録者の名簿を提出する必要がありますか？

A1 提出の必要はありません。

正規に加盟登録している方の分につきましては、名簿を提出する必要はありません。加入申込書に、所属する加盟登録者の人数のみを記入の上、各都道府県連盟経由にて日本連盟まで提出してください。

Q2 仮入隊者や加盟登録していない親族がこの傷害共済制度に加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

A2 加入申込書のほか、『非登録者加入者名簿』の提出が必要になります。

仮入隊者や親族（ 1 ）で傷害共済制度への加入を希望する場合には、加入申込書にその合計人数を記入の上、別途『非登録者加入者名簿』に区分、氏名、生年月日、性別を各々記入してください。合計人数分の共済掛金を日本連盟指定の金融機関口座へ振り込んだ後、振込票（写）を加入申込書の裏面にのり付けした上で、各都道府県連盟経由にて日本連盟まで提出してください。

（ 1 ）仮入隊者や親族が加入する場合、年齢の制限があります。詳しくは1ページの「補償される者（被補償者）」を参照して下さい。

Q3 共済掛金の振込先はどちらですか？

A3 ゆうちょ銀行・郵便局と三菱東京UFJ銀行を指定しています。

日本連盟では、全国の団にこの傷害共済制度を利用願うために、共済掛金の振込先として、三菱東京UFJ銀行のほか、ゆうちょ銀行・郵便局を指定しております（下記参照）。共済掛金の振込みはいつでも構いませんが、振込みの際にかかる振込手数料は各団にて負担してください。

ゆうちょ銀行・郵便局：00160 - 0 - 500773

財団法人ボーイスカウト日本連盟傷害共済制度

三菱東京UFJ銀行：三鷹支店（店番222）普通預金 1467496

財団法人ボーイスカウト日本連盟傷害共済制度

振込の際、個人名ですと団を特定するのが難しい場合がありますので、必ず団名が判るように振込んで下さい。

Q4 年度の中でこの傷害共済制度に加入した場合、補償はいつから始まりますか？

A4 掛金の振込み及び加入申込書を受け付けた時点より補償が開始されます。

中途加入者分の共済掛金を日本連盟指定の金融機関口座へ振り込んだ後、加入申込書（中途加入者が仮入隊者や親族等、非登録者の場合には、加入申込書に加えて『非登録者加入者名簿』が別途必要になります。）を各地区経由で都道府県連盟が受け付けた時点より補償が開始されます。（専用の受付日印を押印します。）

Q5 年度の中でこの傷害共済制度に加入する場合、共済掛金の割引制度はありますか？

A5 中途加入者用の共済掛金割引制度があります。

年度の中でこの傷害共済制度に加入する場合には、加入する時期に応じて共済掛金の割引制度があります。詳しくは2ページの「共済掛金について」を参照してください。

Q6 年度の中で加盟登録者が脱退した場合等、所属する加盟登録者が減員になった場合に、共済掛金は返戻されますか？

A6 返戻されません。

年度の中で何らかの事情により加盟登録を取り止めた等、傷害共済制度を脱会される場合においても支払われた共済掛金は脱会される事情に関わらず、一切返戻されません。

Q7 この傷害共済制度を運営するにあたり、保険会社へ再共済等の手当てはしていますか？

A7 傷害共済制度の一部の補償項目について保険会社へ再共済を手当てしています。

日本連盟では、一事故の給付金支払額が多額になる災害死亡及び後遺障害、及び専門性の高い賠償責任補償については、損害保険会社と保険契約を締結し、再共済を手当てしていますので、万が一の際でも安心して傷害共済制度を利用できます。

Q8 この傷害共済制度にある賠償責任補償は対物のみとなっていますが、対人の賠償責任はどうなりますか？

A8 スカウト活動中の対人賠償責任に関する補償は、すべての加盟登録者を対象に保険契約をしております。日本連盟では、スカウト活動中の対人賠償事故については、国内損害保険会社との保険契約によって以前より手配しております。スカウト活動中の対人賠償責任については、我々の活動の公共性・社会性を鑑み、傷害共済制度への加入の有無に関わらず、スカウト活動に関わるすべての加盟登録者を対象として、保険契約を締結しています。（保険金額は1人1億円、1事故5億円が限度）従って、今回の傷害共済制度で提供する賠償責任補償では対物事故のみを対象とし、補償の重複を避けるよう提供しています。

Q9 傷害共済制度に加入した場合、団のメリットは判りますが、県連盟（含む地区）のメリットはありますか？

A9 加入いただいた人数に応じて事務取扱手数料として加入者一人当たり40円/年を都道府県連盟に配分いたします。所属する都道府県連盟の加入者が増えれば増える程、配分額が増えることになります。同時に、日本連盟が積み立てる「安全基金」も増えていき、この基金をもとに安全教育の充実化に向けた各種事業の展開が図れます。

Q10 接骨院や、マッサージ師の治療を受けた場合でも、補償の対象となりますか？

A10 共済制度の規約第1条 及び で、入院と通院の定義を定めていますが、どちらも医師の治療を受けることと規定しています。整体師やマッサージ師が医師の免許を持っていれば補償の対象となりますが、医師免許を持たない場合は補償の対象とはなりません。

但し、治療を目的とした医師の指示によって、整骨院やマッサージにかかる場合には補償の対象となります。

「平成21年度日本連盟傷害共済制度申込書」及び「非登録者加入者名簿」は、日本連盟ホームページからダウンロードできます。（平成21年3月下旬から）



傷害共済制度の詳細については日本連盟のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

財団法人

ボーイスカウト日本連盟

〒181-0015 東京都三鷹市大沢4丁目11番10号

電話 042ㄻ31 ㄻ161(代) FAX 042ㄻ31 ㄻ162

URL:<http://www.scout.or.jp/>